

有価証券報告書に対して虚偽の 監査証明をした監査法人及びその社員の責任

— ライブドア事件判決⁽¹⁾を参考にして —

上 野 真 二

目 次

- I. はじめに
- II. 職業的監査人の現行法上の責任
- III. 本事件判決の考察
- IV. おわりに

I. はじめに

公認会計士とは、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命として（公認会計士法1条）、他人の求めに応じ報酬を得て財務諸類の監査または証明をし、さらに公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とし（同法2条1・2項）、その高い専門性と能力に対する信頼により、被監査会社から報酬を得て、独占的に監査証明業務を行う（同法47条の2）者をいう。

金融商品取引法（旧証券取引法）は、上場会社が開示する情報の真实性・正確性を担保するために多くの規定が置かれ、しかも、かかる上場会社が開示する財務情報の正確性を確保するために、例えば、平成20年4月より内部

統制報告制度を導入し、規制が強化されたものの、近年、わが国において虚偽記載のある有価証券報告書につき、虚偽でないものとして証明したとして、被監査会社及びその監査人である公認会計士や監査法人の責任を追及する訴訟が相次ぎ、資本調達制度の重要なインフラである監査業務に対する信頼が大きく揺らいでいる。

例えば、平成18年1月16日、旧証券取引法違反（偽計・風説の流布）の疑いで、ライブドア社（平成20年8月1日に株式会社LDHに商号を変更。以下、「LD社」という）を始め、ライブドアマーケティング社（平成18年9月1日に株式会社メディアイノベーションに商号を変更。以下、「LDM社」という）及びライブドアファイナンス社（以下、「LDF社」という）が、東京地方検察庁および証券取引等監視委員会の強制捜査を受け、かかる会社の取締役4名が逮捕された。また、LD社の会計監査を担当していた監査法

-
- (1) 東京地判平成21年5月21日、判タ1306号124ページ、判時2047号36ページ、金商1318号14ページ。なお、本判決につき、黒沼悦郎「ライブドア株主損害賠償請求訴訟東京地裁判決の検討（上）－東京地判平成21年5月21日－」商事法務1871号4ページ・同「ライブドア株主損害賠償請求訴訟東京地裁判決の検討（下）－東京地判平成21年5月21日－」1872号17ページ、大杉謙一「ライブドア事件の検討（上）」商事法務1810号4ページ・同「ライブドア事件の検討（下）」商事法務1811号12ページ、石山卓磨「重要事項につき虚偽記載のある有価証券報告書が作成・提出された場合の役員等の責任－ライブドア株式一般投資家訴訟（東京地裁平成21年5月21日判決）」月刊税務事例42号63ページ、松原正至「有価証券報告書の虚偽記載による損害賠償請求が認容された事例－ライブドア株式一般投資家集団訴訟第一審判決（東京地判平成21年5月21日）」判評614号32ページ、米川長平「ライブドア判決（東京地判平成21年5月21日）消費者ニュース81号226ページ、高山佳奈子「ライブドア事件控訴審判決」判評2048号169ページ、新谷勝「金融商品取引法21条の2の「公表」に関する問題点－ライブドアに対する損害賠償請求事件判決の検討－」日本大学法科大学院「法務研究」6号1ページ、町田行人「監査法人及びその社員の民事責任－ライブドア事件判決（東京地裁平成21年5月21日判決）の衝撃－」会計監査ジャーナル22巻1号26ページ、等を参照。本判決のほか、個人投資家がライブドア社およびその役員等に対して損害賠償請求をした事案として、東京地判平成21年6月28日（判時2049号77ページ）や、機関投資家がライブドア社に対して損害賠償請求をした事案として、東京地判平成20年6月13日（判時2013号27ページ）・東京高判平成21年12月16日（金融商事判例1332号7ページ）、等がある。なお、この機関投資家訴訟においては、被告であるライブドア社は虚偽記載自体を争っていない。

人が同地検の捜索を受け、同監査法人の代表社員及びその社員である公認会計士が旧証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の罪で逮捕・起訴された⁽²⁾。これを契機として、翌17日には同社の株価が急落し、ストップ安となっている。

さらに、本件では、LD社が平成16年12月27日に提出した有価証券報告書の重要事項に虚偽記載があり、加えて、LDM社の株式交換に関する公表及び四半期の業績の公表に虚偽があったために損害を被ったとして、LD社またはLDM社の株式を取得した株主らが、LD社、LDM社、LD社の取締役、同社の監査役、同社の連結財務諸表監査を実施した監査法人及びその社員であった公認会計士に対して、損害賠償を求める事態にまで至っている。もっとも、本件では、平成21年5月21日、東京地方裁判所において、有価証券報告書の重要事項についての虚偽記載及び東京証券取引所（以下、「東証」という）の規則に基づく適時開示における虚偽公表の事実を認定した上で、被告らの損害賠償責任を認め、原告らの請求を一部認容する判決を言い渡している。本件は、監査法人に対する責任を、旧証券取引法に基づき初めて認めたものであるとともに、有価証券報告書の虚偽の監査証明業務に関与した社員である公認会計士に対しても不法行為責任を認めた公判裁判例である⁽³⁾という点で非常に意義を有する。

本稿は、LD社事件をもとに、有価証券報告書に対して虚偽の監査証明をした監査法人及びその社員である公認会計士の第三者に対する責任⁽⁴⁾について論ずるものであるが、現行法上の職業的監査人⁽⁵⁾に対する責任について概観した後、本件の監査法人及びその社員に対する不法行為責任に関して考察する。

(2) 本事件の他に、カネボウの粉飾決算事件においては、会計監査を担当していた監査法人に所属する公認会計士3人が粉飾決算に深く関与したとして、2005年9月、東京地検特捜部に旧証券取引法違反（虚偽有価証券報告書の提出）の罪で逮捕・起訴され（商事法務1744号126ページ）、また、キャッツ社の取締役らによる株価操縦事件に絡んだ粉飾決算事件においても、2004年3月、東京地検特捜部に旧証券取引法違反（虚偽有価証券報告書の提出）の罪で公認会計士が逮捕・起訴されている（商事法務1694号57ページ）。

(3) 黒沼・前掲（注1）19ページ、町田・前掲（注1）26ページ。

Ⅱ. 職業的監査人の現行法上の責任

職業的監査人は、財務書類の利用者の判断を誤らせるような重要な虚偽記載を看過しないように監査を実施しなければならない。したがって、利用者の判断に影響しないような、小さく、重要性の乏しい虚偽記載の発見にまでは責任を負わない。職業的監査人が、専門家としての正当な注意、すなわち平均的な職業専門家であれば払うはずの注意と同程度の注意を払い、それでもなお発見しえなかった重要な虚偽記載に対しては看過の責任を負わない。

以下では、職業的監査人の現行法上の責任について、(1)被監査会社に対する責任、(2)第三者に対する責任に分けて概観する。なお、会社法及び金融商品取引法は、監査法人の社員に対する直接的な損害賠償責任を定めていないため、ここでは言及しない。

(1) 会社法上の責任

会社法は、被監査会社が作成する計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類（以下、「計算書類等」という）等につき、その信頼性を担保するために、大会社及び委員会設置会社については、会計監査人の設置を義務付け（会社法328条・337条）、さらに、被監査会社が作成した計算書類等は、会計監査人による監査を受けることを強制している（同法396条）。

(a) 監査法人の被監査会社に対する責任

被監査会社との間で締結される監査契約は、旧来より被監査会社からの監査業務の委託として捉え、双方の間で締結される準委任契約として（民法

- (4) 法定監査において有価証券報告書の虚偽記載を看過して監査報告書に適正意見を表明した公認会計士の責任が問題となった事案が増加しつつあるが、本事件の他、公認会計士の対第三者責任が問題になった事案として、インター・エクスプレス社事件（大阪地判平成18年2月23日、判時1939号149ページ）、山一証券事件（大阪地判平成17年2月24日、判時1931号152ページ、日本債権信用事件（大阪地判平成16年5月25日、判時1863号115ページ）、キムラヤ事件（東京地判平成19年11月28日、旬刊金融法務事情56ページ）等がある。
- (5) 「職業的監査人」には、公認会計士及び監査法人が含まれるが、以下では、特に断らない限り、「職業的監査人」を用いる。

656条)⁽⁶⁾、監査法人と被監査会社との関係は、委任に関する規定に従う（会社法330条）。このため、監査契約に特段の定めがない限り、監査法人は被監査会社に対して善管注意義務を負い（民法644条）、仮に監査人としての当該注意義務に違反して監査業務を行ったと認められる場合には、被監査会社に対して損害賠償責任を負う（会社法423条1項）。

任務懈怠の立証責任は被監査会社側にあり、監査法人が、監査業務に故意・過失のなかったこと、すなわち、監査及び会計の専門家として注意を怠らなかつたことを立証すれば責任を免れ得る。

平成17年の会社法改正により、職業的監査人が株主代表訴訟の対象となったが（同法847条）、これは、取締役等と同様に、職業的監査人が会社経営陣の意向に左右され、被監査会社とその責任の追及を怠って、株主の利益が害される恐れがあるからだとされる⁽⁷⁾。

職業的監査人の責任は、総株主の同意があれば免除することができる（同法424条）。職業的監査人が善意で重過失がない場合には、社外取締役、監査役及び会計参与の場合と同様に、職務の対価として受け取る報酬の2年分を限度として、それを超える部分の責任を株主総会の特別決議、取締役・取締役会の決定または責任限定契約により免除することができる（同法425条～427条、会社法施行規則113条・114条）。

なお、監査法人の使用する履行補助者に過失があった場合、その過失も監査法人の過失とみなされ、監査法人が責任を負うことになる⁽⁸⁾。

(b) 監査法人の第三者に対する責任

先述のように、被監査会社と監査法人とは、準委任契約の関係にあり、監査法人は、善管注意義務を負うが、第三者との間には直接的な法律関係はないため、本来、民法の不法行為の要件を満たさない限り、損害賠償責任を負

(6) 大隅健一郎・今井宏『会社法論中巻（第3版）』325ページ（有斐閣、1992）。

(7) 弥永真生『リーガルマインド会社法（11版）』269ページ（有斐閣、2006）。

(8) 江頭憲治郎『株式会社法』548-549ページ（有斐閣、2006）、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(6)』（龍田節）572-573ページ（有斐閣、1987）、藤原俊雄「会計監査人の責任」監査役537号、65ページ。

わない。

しかしながら、監査法人による監査業務の重要性、すなわち監査業務が適正に実施されない場合、第三者に計り知れない影響を与える可能性があり、第三者を保護することは極めて重要な意味を持つことから、かかる扱いがなされている。

監査法人が、その職務を行うについて、悪意または重大な過失によって第三者に損害を与えた場合、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法429条1項）。さらに、監査法人が、会計監査報告に記載し、または記録すべき重要な事項について、虚偽の記載または記録をしたときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、監査法人が、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載または記録をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない（同条2項）。これは、立証責任を転換することによって、計算書類等の正確性を担保するという趣旨である。

なお、監査法人の使用する履行補助者に過失があった場合、その過失も監査法人の過失とみなされ、監査法人が責任を負う。この点に関する立証責任は監査法人が負う。監査法人が責任を負うのは、監査報告の重要記載と相当因果関係にある第三者の損害であり、この点に関する立証責任は第三者が負う。

（2） 金融商品取引上の責任

金融商品取引法によれば、上場企業等が作成する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものについては、公認会計士または監査法人による監査証明を受けなければならない（金融商品取引法193条の2第1項）。有価証券届出書の重要な事項について、虚偽記載があり、または記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じないために必要な事実の記載が欠けているとき、公認会計士または監査法人が、監査証明において当該監査証明に係る書類について、記載が虚偽であり、または欠けているも

のを虚偽でなくまたは欠けていないものとして証明した公認会計士や監査法人は、その証明をしたことにつき、故意または過失がなかったことを反証しない限り、募集または売出しに応じて有価証券を取得した者に対して、記載が虚偽でありまたは欠けていることにより生じた損害賠償責任を負う（同法24条の4、21条1項3号・2項2号）。

当該記載が虚偽であり、又は欠けていることを知らないで、当該有価証券届出書の届出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、記載が虚偽であり、または欠けていることにより生じた損害賠償責任を負う（同法22条）。

有価証券報告書に重要な事項について虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合も、監査証明をした公認会計士や監査法人は、当該有価証券報告書の提出者が発行者である有価証券を取得した者に対して損害賠償責任を負う（同法24条の4）。

（3） 民法上の責任

（a） 監査法人の被監査会社に対する責任

監査法人が監査人として被監査会社の監査業務を行う場合、被監査会社との間で監査契約を締結する。監査法人は当該監査契約に基づいて監査業務を行うことになる。監査契約の法的性質は準委任契約（民法656条）であり、したがって、監査法人は、被監査会社に対して善管注意義務を負い（同法644条）、当該注意義務に違反して監査業務を行ったと認められる場合には、被監査会社に対して任務懈怠の損害賠償責任を負うことになる。この債務不履行責任の有無の判断に際しては、債務者である監査法人において帰責事由の不存在についての立証責任を負うものの、その前提となる善管注意義務を特定し、同義務に違反する事実を立証する責任は被監査会社が負うものと解されるため、責任追及は必ずしも容易ではない。

（b） 監査法人の第三者に対する責任

民法上、故意又は過失により他人の権利又は法律上保護される利益を侵害

した場合には、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（709条）ことから、監査法人は、第三者に対して責任を負うことがある。

（c） 監査法人の社員の責任

監査法人の社員に不法行為責任の要件を満たす行為があった場合には、当該不法行為によって生じた損害につき、責任を負うことがある（709条、719条）。

（4） 公認会計士法上の責任

公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合には、内閣総理大臣は、懲戒処分をすることができる（30条1項）。

他方、監査法人が虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合において、当該証明に係る業務を執行した社員である公認会計士に故意又は相当の注意を怠った事実があるときは、当該公認会計士について、内閣総理大臣は懲戒処分をすることができる（同条2項）。

なお、監査法人の社員の責任については、当該法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責任を負い（34条の10の6）、監査法人の財産に対する強制執行が奏功しなかつたときも、同様である（同条10の6第2項）。なお、社員が、監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、責任を負わない（34条の10の6第3項）とし、監査法人の債務につき、無限連帯責任を規定している。

ただし、定款において社員の全部を有限責任社員とする監査法人、すなわち有限責任監査法人の社員については、その出資の価額（既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負い（34条の10の6第7項）、また、指定有限責任社員は、指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなった無限責任監査法人の債務をその無限責任監査法人の財産をもつて完済することがで

きないときは、連帯してその弁済の責任を負う（34条の10の6第4項）とされ、原則として無限連帯責任を負わない。

Ⅲ. 本事件判決の考察

(1) 事実の概要

LD社は、平成8年4月22日、コンピュータネットワークに関するコンサルティング等を目的とする有限会社オン・ザ・エッジとして設立された。有限会社オン・ザ・エッジは、平成9年7月31日に株式会社オン・ザ・エッジに組織変更し、平成15年4月1日にエッジ株式会社、平成16年2月1日に株式会社ライブドアに、平成19年4月2日に株式会社ライブドアホールディングスに、平成20年8月1日に株式会社LDHに、それぞれ商号を変更した。

LD社が発行した同社株式は、平成12年4月に東証のマザーズ市場に上場されたが、東証は、平成18年1月18日、LD社及びLDM社に対し、①平成16年11月8日公表の株式分割の件に係る経緯、事実関係及び買収と株式分割の関係並びに旧証取法違反の有無に関する認識について、②LDM社の平成16年12月期第3四半期通期の業績状況の開示内容における虚偽の記載の有無及び訂正の要否に関する認識について、③LD社によるA社及びB社の買収及び平成16年5月10日公表の株式分割の件に係る経緯、事実関係及び買収と株式分割の関係並びに旧証取法違反の有無に関するLD社の認識について、④LD社の平成16年9月期決算内容における虚偽の記載の有無及び訂正の要否に関する同社の認識について、適切な開示をするように要請したが、平成18年1月21日、上記要請に対して十分な開示が行われておらず、当該開示がされていないことを周知させる必要があるとして、マザーズ市場に上場されていたLD社株式及びLDM株式を開示注意銘柄に指定し、その旨を公表した。

その後、東証はLD社の代表取締役やLDM社の代表取締役らが旧証取法違反容疑で同日逮捕されたことを受け、LD社株式及びLDM社株式を監理

ポストに割り当てることを決定し、その旨を公表した。さらに、平成18年3月13日、LD社株式が株券上場廃止基準2条1項11号（上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合）及び同項18号（公益又は投資者保護のため上場廃止を適当と認めた場合）に該当するとして、また、LDM社株式が同号に該当するとして、同年4月14日に上場廃止とする旨を決定し、LD社株式及びLDM社株式は、同日、上場廃止となった。

Xら（3,340名）は、LD社が発行した株式または、LD社の子会社であったLDM社株式を取得したところ、LD社が平成16年12月27日に関東財務局長に提出した同社の平成16年9月期の有価証券報告書（以下、「本件有価証券報告書」という）において、同社の子会社であるLDF社が、投資事業組合を通して取得したLD社株式を売却したことによる売却益37億6,699万6,545円の分配金を売上高として計上するとともに、LDM社のA社及びB社に対する架空売上15億8,000万円を、連結損益計算書の売上高に含め、経常利益を50億3,421万1,000円と記載した連結損益計算書を掲載していたこと、また、LDM社による平成16年10月25日の株式交換に関する公表及び同年11月12日の業績公表に虚偽があったこと等により、損害を被ったとして、LD社（Y1）、LDM社（Y2）、LD社の取締役（Y3、Y8）、同社の監査役（Y10～Y12）、LDF社の取締役（Y3、Y4、Y5、Y6、Y8、Y9）、LD社の連結財務諸表監査を実施したY14監査法人及びその社員であった公認会計士（Y13～Y26）らに対して、旧証券取引法21条の2第1項・24条の4、会社350条、商法（平成17年法律第87号による改正前のもの）266条ノ3・280条1項、民法709条・719条、等に基づき、損害賠償を求めて提訴した事案である。

裁判所は、Xらの請求を一部認容し、LD社株式の1株あたりの損害額を200円、LDM社株式の1株あたりの損害額を1000円と認め、総額約76億円の損害賠償責任を認めた。

本件の争点は、(a)本件有価証券報告書の重要な事項について虚偽記載があるか否か、(b)本件有価証券報告書の提出について被告らが損害賠償責任

を負うか否か、(c)LDM社がしたマネー社との株式交換に関する公表及び平成16年12月期第3四半期通期の業績状況に関する公表が虚偽か否か、(d)LDM社が行った株式交換及び平成16年12月期第3四半期通期の業績状況に関する各公表について、被告らが損害賠償責任を負うか否か、(e)原告らの損害の有無及びその額、等があるが、本稿は判旨に基本的に賛成の立場から、これらの争点のうち、(a)および(b)についてのみ考察する。

(2) 判旨

(a) 本件有価証券報告書の重要な事項について虚偽記載があるか否か

「C1号(民法上の組合で、LDF社が一般組合員)の組成目的は、LDF社がLD社株式を取得、売却した場合のインサイダー取引規制や親会社株式取得規制の問題を回避し、かつ、LD社株式の売却により生じる利益をLD社の連結売上げに計上することにあつたこと、LD社株式をLDF社で売却したのでは売却益をLD社の連結決算において売上げに計上できないため、C1号で売却してLDF社において分配金を受け取ることでLD社の連結売上げに計上することを可能にするという会計処理潜脱目的もあつたこと、K及びWとの株式交換に関連したLD社株式の売却及び売却益の計上に関するC1号の業務は、LDF社の指示に基づき行われ、業務執行組合員とされていたHやP(LDF社の従業員でA社の買収担当者)の自主的判断によるものではなかつたこと、C1号の実質的な出資者はLDF社のみであつたことに加えて、C1号の業務執行組合員であつたH(エイチ・エス証券の子会社)の代表取締役であつたD自身が、Kスキームの具体的な提案をし、Dが、Y4、Y6と共同して、そしてY3の了解を得て、LD社の同社株式売却益の連結売上げ計上に重要な役割を果たしていること、LDF社はLD社の100%子会社であつて、LD社のM&A関係業務を担当する部門という位置づけであつたことに照らすと、C1号は、本件各組合を利用したLD社株式の売却に関しては、上記組成目的の下、LD社が支配するLDF社の実質的な支配の下にその業務を行ったものと認めるのが相当であり、当該判断を覆すに足る証拠は存在しない。」

「K（携帯電話の販売等を業とする会社）及びW（インターネットで消費者金融の申し込みを行うサイトを運営する会社）との株式交換を利用したLD社株式の売却と売却益のLD社の連結売上げへの計上は、①LD社は、K及びWとの株式交換において、自己の株式を市場価格よりも低く評価し、より多数のLD社株式を発行する、②C1号は、Y3からLD社株式の貸株を受け、また、K及びWの株主から、株式交換により発行されたLD社株式を、その時価より低い価格で買い取る、③C1号は、上記貸株をV1号（民法上の組合）に、買い取ったLD社株式をV2号（民法上の組合）に、それぞれ現物出資する、④V1号及びV2号は、現物出資されたLD社株式を売却し、その売却益を原資とする分配金をC1号及びE組合を介してLDF社に還流する、⑤LDF社は上記分配金を売上げに計上し、LD社も当該売上げを連結売上げに計上するというスキームで行われている。そして、上記②ないし④は、形式的には本件各組合がその業務として行っている外形が取られているものの、本件各組合は、LDF社が直接LD社株式を取得、売却した場合のインサイダー取引規制や親会社株式取得規制の問題を回避し、かつ、LD社株式の売却により生じる利益をLD社の連結売上げに計上するという目的の下に組成され、上記のスキームに関する業務については、当該目的の下、LD社が支配するLDF社の実質的な支配下にあったものといえることができる…（中略）…以上によれば、本件各組合を利用したLD社株式の売却は、実質的にはLDF社が行ったものと認めるのが相当である。そうであれば、本件各組合を利用したLD社株式の売却は、LD社の子会社であるLDF社が行ったものとみるべきである以上、その売却益37億6,699万6,545円は連結子会社であるLDF社による親会社株式（LD社株式）の処分差益となり、これをLD社の連結損益計算書上、売上げとして計上することは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反するものであって許されないというべきである。」

「LD社において既に事実上買収を終えて支配下にあったA社（出会い系サイトを運営する会社）に対する架空売上げを計上する意図の下に、Y6の

指示を受けた P が、真に業務を発注する意思もないのに、LD 社に対する 6 億 5,500 万円、B 社（消費者金融を主たる事業内容とする会社）に対する 1 億 2,000 万円の各発注をし、LD 社及び LDM 社においてこれに対応する売上げを計上したこと、当該売上げの計上は、有効な契約に基づくものとはいえないし、当該契約の履行として LD 社及び LDM 社が具体的な実作業をした形跡も窺えないことが認められる…（中略）…LD 社及び LDM 社が計上した各売上げは、根拠となる取引のない架空売上げであると認められる。したがって、LD 社が計上した売上げは、根拠となる取引のない架空売上げであると認められる。」「LDM 社が売上計上した平成 16 年 7 月から 9 月までの 1 億 500 万円に対応する A 社と LDM 社との間の契約が存在したとか、その履行がされたということの意味するものではなく、多額の架空売上げを計上したために、これに沿う外形を多少とも作成しようとした結果にすぎないものと認めるのが相当であって、これをもって、上記 1 億 500 万円の売上げに一部対応する実作業があるということとはできないというべきである。したがって、LDM 社の A 社に対する 1 億 500 万円の売上げは、架空売上げであると認めるのが相当であって、当該判断を覆すに足る証拠は存在しない。」

「有価証券報告書に掲載された連結損益計算書中の連結経常利益が、当該有価証券報告書を提出する企業の企業価値に対する判断、すなわち、投資家の投資判断に影響を与える事項であることは明らかである。そして、本件有価証券報告書に掲載された連結損益計算書には、平成 16 年 9 月期に経常損失が 3 億 1,278 万 4,000 円（1,000 円未満切捨て）発生していたにもかかわらず、売上計上が認められない LD 社株式売却益 37 億 6,699 万 6,545 円並びに A 社及び B 社に対する架空売上げ 15 億 8,000 万円をそれぞれ連結売上高に含めることを前提に、連結経常利益 50 億 3,421 万 1,000 円（1,000 円未満切捨て）が計上されており、本件有価証券報告書には、「重要な事項」（旧証取法 21 条の 2 第 1 項、24 条の 4）につき虚偽の記載があるというべきである。」

(b) 有価証券報告書提出についての職業的監査人らの責任

ア. Y15 (Y14監査法人の代表社員) の責任について

「LD 社株式売却益の連結売上げへの計上については…(中略)…Y25から事情の説明を受けて、LD 社が LD 社株式売却益を連結損益計算書上収益に計上する不正な経理を行っていると認識していたものである(傍点筆者)。また、A 社及び B 社に対する架空売上げの計上については、Y15は…(中略)…売上げの実在性に極めて強い疑いを抱いていたことを優に推認することができるのであり、到底、その実在性について相当程度の心証を得ていたものと認めることはできない。したがって、Y15が主張するように、架空取引であるとの確かな証拠がないまま無限定適正意見を回避すれば LD 社が上場廃止となり、Y14監査法人が訴訟を提起されるリスクがあることを Y15が考慮したとしても、無限定適正意見を示したことは、監査基準に明らかに反するものであったといわざるを得ない。以上によれば、Y15は、監査に当たる監査法人の公認会計士としての注意義務を尽くさぬまま、LD 社の監査報告書に署名押印したものと認められるから、本件有価証券報告書の虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき不法行為責任を負うと解するべきである。」

イ. Y13 (Y 監査法人の代表社員) の責任について

「Y13は、LD 社の不正な会計処理の存在を認識しつつ、Y 監査法人が無限定適正意見を示すように、Y15や Y4 に働きかけたものであって、Y15や Y14監査法人に対する Y13の影響力や監査への関与も考慮すれば、Y13が Y14監査法人の社員でないことを前提としても、監査報告書に署名押印した Y15と同程度に Y14監査法人の無限定適正意見の形成に関与したと評価できるというべきである(傍点筆者)。したがって、Y13は、Y14監査法人に無限定適正意見を付した監査報告書を提出させて本件有価証券報告書提出に関与したのものとして、本件有価証券報告書の虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき不法行為責任を負うというべきである。」

イ. Y16 (Y14監査法人の代表社員) の責任について

「Y16は、… (中略) …LD社の監査に関与していなかったにもかかわらず、これに関与していたY20が監査報告書への署名押印を拒否したことから、Y15の依頼で署名押印したことが認められるのであり (傍点筆者)、そうだとすると、監査に当たる監査法人の公認会計士としての注意義務を尽くさぬまま、監査報告書に署名押印したものということができる。したがって、Y16は、本件有価証券報告書の虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき不法行為責任を負うというべきである。」

ウ. Y25及びY20 (Y14監査法人の社員) の責任について

「Y25及びY20は、平成16年9月期のLD社の監査に従事し、Y25はファンドを通じたLD社株式売却益の連結売上げの計上が不当であること及びA社及びB社に対する売上げの実在性に強い疑いがあることの双方を認識し、Y20は後者を認識していたことは上記認定から明らかである。しかし、Y25はY14監査法人の代表社員でもなかったことや、Y20は無限定適正意見に消極的な態度を示して最終的には監査報告書への署名押印を拒否したことに照らすと、監査報告書に署名押印したY15やY16と同程度に無限定適正意見の形成に関与したと評価できる事情は、本件全証拠によっても認めるに足りないというべきである (傍点筆者)。以上から明らかなおり、Y25及びY20は、不法行為責任を負わないというべきである。」

エ. Y17からY26 (Y14監査法人の社員 (Y25及びY20を除く)) の責任について

「Y14監査法人がその財産をもって上記の賠償責任に係る債務を完済することができない場合には、Y14監査法人と連帯してその弁済の責任を負うことになる (公認会計士法34条の10の6)。」

オ. Y 監査法人の責任について

「Y14監査法人は、本件有価証券報告書に掲載されたLD社の平成16年9月期の連結損益計算書を対象とする監査報告書に無限定適正意見を記載することにより、監査証明においてこれを虚偽でないと証明し、そのことについて

て過失がなかったと認めるに足る証拠はないから、本件有価証券報告書の虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき責任（旧証取法24条の4、22条1項）を負う。」

「有価証券報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載があるときは、当該有価証券報告書に係る旧証取法193条の2第1項に規定する監査証明において、当該監査証明に係る書類について記載が虚偽であるものを虚偽でないものとして証明した公認会計士又は監査法人は、当該証明をしたことに故意又は過失がなかったことを証明しなければ、当該記載が虚偽であることを知らないで当該有価証券報告書を提出した者の発行する有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責任を負う（旧証取法24条の4、22条、21条1項3号、21条2項2号）。これは、企業の財務諸表が投資家の投資判断に重要な資料であるため、独立の専門家である公認会計士又は監査法人の監査を強制させるとともに、当該公認会計士等にも重い責任を負わせて、正確な開示を実現しようとしたものと解される。そうすると、監査法人が虚偽記載のある書類について虚偽でないものとして監査証明をした場合において、監査報告書に署名押印した代表社員及び業務執行社員に過失があるときは、当該社員は、当該虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき不法行為責任（民法709条）を負うと解するべきである。」

（3）本事件判決の考察

（a）本件有価証券報告書に重要な虚偽記載があるか否かについて

本判決によれば、LD社は、本来、売上に計上することが認められない同社株式売却益37億6,699万6,545円並びにA社及びB社に対する架空売上げ15億8,000万円を、連結損益計算書において、それぞれ連結売上高に含める等、本件有価証券報告書には、重要な事項につき虚偽の記載がある、とされる。

そこで、以下では、LD社株式売却益37億6,699万6,545円を同社の連結売

上に計上することが許されないか否か、また、A社及びB社に対する連結売上15億8,000万円が架空売上であるか否か、について検討する。

なお、本判決においては、「重要な事項」及び「虚偽の記載」について、特に言及していないため、ここで少し整理しておきたい。「重要な事項」とは、貸借対照表の資産・負債の総額欄、損益計算書の当期純利益等、投資家の意思決定に影響を与えるような基本的事項をいう⁽⁹⁾。また、「虚偽の記載」とは、真実に合致しない記載であるとされるが、無論、会計的な意味における真実に合致しない記載と解するべきである⁽¹⁰⁾。

ア. LD社株式売却益37億6,699万6,545円をLD社の連結売上に計上することが許されないか否かについて

有価証券報告書において、重要な事項について虚偽の記載があるときは、虚偽であるものを虚偽でないものとして証明した公認会計士又は監査法人は、当該証明をしたことに故意又は過失がなかったことを証明しなければ、当該記載が虚偽であることを知らないで当該有価証券報告書を提出した者の発行する有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償する責任を負う（旧証券法24条の4、22条、21条1項3号、21条2項2号）とされる。これは、会社の有価証券報告書が投資家の意思決定の際の重要な判断材料であるため、監査及び会計の職業専門家である公認会計士又は監査法人の監査を強制させ、さらに当該公認会計士等にも厳格な責任を負わせて、信頼性及び正確性の担保しようとしたものである。

本判決は、本件有価証券報告書が提出された平成16年12月27日当時、有価証券報告書に掲載される連結損益計算書は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に準拠して作成されるべきで（旧証券取引法193条）、同規則1条1項によれば、その作成方法等については同規則の定めるところによるものとし、同規則に定めのない事項については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従い、さらに、財団法人財務会計基準

(9) 高山・前掲（注1）171ページ。

(10) 弥永・前掲（注1）131ページ。

機構・企業会計基準委員会が平成14年2月21日付けで公表した企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」によれば、連結子会社が親会社の株式を売却した場合、連結損益計算書上、売却益等は収益に計上せず、連結貸借対照表上の資本の部の「その他資本剰余金」に計上するとし、その上で、「本件各組合を利用したLD社株式の売却は、実質的にLD社の子会社であるLDF社が行ったものと認めるのが相当であり、その売却益37億6,699万6,545円は連結子会社であるLDF社による親会社株式の売却益となり、これをLD社の連結損益計算書上、売上として計上することは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に反するものであり、許されないというべきである。」と判示した。

投資事業組合であるC1号は、Hを業務執行組合員、LDF社を一般組合員として組成された民法上の組合であり、V1号投資事業組合は、一般組合員をC1号として組成された民法上の組合である。また、V1は、業務執行組合員をL、一般組合員をC1号として組成された民法上の組合である。

Y4らは、株式交換において、より多数のLD社株式を発行するために、同社株式の評価を市場価格より低く設定し、その差額分に相当するLD社株式の売却益を投資事業組合からの分配金としてLDF社に還流させて同社の売上に計上し、LD社の連結売上に計上することとした。というのも、LDF社が、LD社株式を直接売却すると、インサイダー取引規制及び旧商法上の子会社による親会社株式取得規制に抵触する可能性があったために、Y4らは、LDF社が直接売却することを回避し、同社の代わりに同社が出資する投資事業組合であるC1号にその役割を果たさせることにした。

しかしながら、それでは容易に見破られる可能性があるため、さらに他の投資事業組合であるV1号、V2号を介在させLD社株式を売却し、その売却益をLDF社に分配金として還流させることにしたのである。

本判決は、投資事業組合によるLD社株式の売却が、インサイダー取引規制及び旧商法上の子会社による親会社株式取得規制に抵触する可能性があったことから、脱法目的であることを強調するが、もとよりLD社株式の売却

は、投資事業組合が行ったものである。つまり、本件投資事業組合は、株式会社ではなく民法上の組合であり、投資事業組合によるLD社株式の売却が、実質的に子会社による親会社株式の売却とみなされるかが問題となる。無論、本件投資事業組合がLD社側から見て第三者であるならば、当該組合による同社株式の売却益をLDF社に対する配当として会計処理することは問題ない。しかしながら、本件投資事業組合は、民法上の組合であり、そこで、C1号が他の会社から実質的に支配されているか否かの判定が必要となる。

この点、本件投資事業組合は、民法上の組合であるために、本件組合の意思決定機関を、LDF社が実質的に支配している事実があるか否か、で判定される。本件の場合、投資事業組合であるC1号の業務は、LDF社の指示によって行われたこと、業務執行組合員とされていたHやPの自主的判断によるものではなかったこと、C1号の実質的な出資者はLDF社のみであったこと、C1号の業務執行組合員であったHの代表取締役であったD自身が、Kスキームの具体的な提案をし、Dが、Y4、Y6と共同して、そしてY3の了解を得て、LD社株式売却益の連結売上計上に重要な役割を果たしていること、LDF社はLD社の100%子会社であって、LD社のM&A関係業務を担当する部門であったこと、C1号の売上はLDF社株式の売却益のみであったこと、等から、C1号は、まさにLDF社の実質的な支配下にあったといえ、LDF社がC1号の意思決定機関を支配していたことが推認されよう。

そうすると、本件各組合は、LD社株式の売却益を、同社の連結損益計算書の売上に計上する目的で組成されたものであり、その実態も当該目的に合致していた。そうであれば、形式上本件組合を経由したLD社株式の売却は、実質的には、LDF社がLD社株式を売却したものとみなすべきであり、かかる取引の実態は、まさに子会社による親会社株式の売却に他ならない。したがって、LD社の子会社であるLDF社が売上計上した、投資事業組合であるV1号及びV2号により売却されたLD社株式の売却益を、LD社が連結損益計算書において連結売上げとして計上することは「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に反するため、連結損益計算書の売上に計上すること

はできない、とする本判決は妥当である。

イ．A社及びB社に対する連結売上15億8,000万円が架空売上か否か

本判決によれば、A社は、平成12年6月6日に設立され、平成16年3月期の売上高が4億2,700万円、経常利益が2億100万円の会社であった。LD社は、A社を買収することとし、Jが業務執行組合員となり、LD社が事実上出資するJ1号投資事業組合を組成し、同組合が平成16年6月3日付けでA社の持分全部を24億1,600万円で譲り受ける契約を締結した。その後、A社は、平成16年7月1日株式会社に組織変更し、Jの取締役であるGがA社の代表取締役に就任し、同年9月3日付けでLD社と株式交換契約を締結して、同年10月12日、同社の完全子会社になった。同年7月以降は、LDF社の従業員で、A社買収の担当者Pが、A社の経営を担当し、その経理関係の決裁は、PとY6が行い、同年10月13日には、Pが同社の代表取締役に就任した。

他方、B社は、平成15年11月期の売上高が12億8,200万円、経常利益が1億800万円の会社であった。LD社は、B社を買収することとし、J1号投資事業組合が、平成16年7月8日付けでQらB社の株主から発行済株式全部を24億1,600万円で譲り受ける契約を締結した。その後、B社は、平成16年9月27日までに従前の取締役が全員辞任し、LD社側から、B社の買収を担当したR、Y3、Y4及びY9が、同月24日付けでそれぞれ取締役に就任し、同月27日、Rが代表取締役に就任した。B社は、同年10月12日、株式交換によりLD社の完全子会社になった。

LD社は、平成16年5月20日開催の同社の取締役会において、同年9月期の連結経常利益の予想値を50億円に上方修正することを承認後、同日その旨を公表した。同社は、平成16年9月期第3四半期通期（平成15年10月1日から平成16年6月30日まで）では約34億円の連結経常利益を計上したものの、同年7月には連結経常損失約3億7,800万円となり、同年8月も連結経常損失約1億7,800万円が予想されたため、連結経常利益50億円を達成するには、経常利益が約21億円不足している状況であった。Y2は、子会社化の計画が、

滞った E 株式の売却や株式上場が予定されていた I 社の株式を保有する投資事業組合に、かかる LDF 社の出資持分の売却等を検討したが、それでもなお経常利益として十数億円の不足が見込まれた。そこで、Y2は、同年 8 月下旬ころ、J1号投資事業組合名義で買収済みであったものの同年 9 月期には LD 社の連結対象に含めていなかった A 社及び B 社から、経常利益の不足額を補うために実態の伴わない架空の発注を行うなどして、予想値を達成しようと考えた。

Y4は、平成16年 8 月下旬ころ、Y7も同席した場で、Y3に対し、同年 9 月期の連結経常利益の予想値50億円の達成には、E や I 関連の利益を考慮してもなお14、5 億円不足する見込みであることを報告した。そこで、Y2は、A 社及び B 社からの架空売上げの計上を提案したところ、Y3は、監査を心配しつつ「やるしかないでしょ、やりきるしかないでしょ。」と答えた。

A 社では、平成16年 9 月27日、プロモーション費、モバイルソリューション費等の諸費用に関する発注稟議及び LD 社に対する 6 億5,500万円（税別）、LDM 社に対する 1 億2,000万円（税別）の各支払が承認され、同月29日、これらに従った資金移動がされた。その後、LDF 社において、A 社で計上した上記費用に対応する各売上の計上をし、それが LDF 社の平成16年 9 月期の連結売上に計上された。

LD 社において既に事実上買収を終えて支配下にあった A 社に対する架空売上が計上するために、LD 社に対して 6 億5,500万円、LDM 社に対して 1 億2,000万円の発注をし、LD 社及び LDM 社は、これに対応する売上が計上した。かかる売上計上は、有効な契約に基づくものではなく、当該契約の履行として LD 社及び LDM 社が、具体的な実作業をした形跡もない。したがって、LD 社及び LDM 社が計上した A 社に対する売上は、取引実体のない架空売上となる。

他方、平成16年 9 月27日、B 社から LD 社のメディア事業部に対しては、広告プロモーション費、モバイルマーケティング・コンサルティング費等の合計 4 億円（税別）の費用を計上した。その後、同年 9 月27日には、LD 社

各事業部執行役員宛に、B社に対する売上の計上を依頼するメールが送られ、同年9月末、これに沿った資金移動がされた。

ところが、平成16年10月に入って、かかる売上が計上してもなお、LD社の同年9月期連結経常利益が50億円の予測値に約3億円不足していることが判明したため、Y4及びY6は、B社からの発注額を4億円から7億円に増額することとし、B社は、同月19日付でLD社から3億円を借り入れ、同借入金により、同月20日、上記増額分3億円（税別）をLD社に対して支払った。

LD社では、上記のとおり増額した費用に対応する売上が計上し、平成16年9月期の連結売上にB社に対する合計7億円の売上が計上した。

そして、LD社は、平成16年9月末時点では、同年9月期において、B社で計上した上記費用に対応する売上合計4億円を計上した。

LD社において既に事実上買収を終えて支配下にあったB社に対する架空売上が計上するために、LD社に対して7億円の発注をし、LD社においてこれに対応する売上が計上した。かかる売上の計上は、やはり有効な契約に基づくものではなく、当該契約の履行としてLD社が具体的な実作業をした形跡もない。したがって、LD社が計上したB社に対する売上も、取引実態のない架空売上となる。

このように、実質的にLD社の支配下にあったA社及びB社に対する架空売上を作出するために、両社において、LD社に対する架空の発注をし、LD社においてこれに対応する売上が計上するなど、有効な契約に基づくものではなく、また、当該契約の履行としてLD社が具体的な実作業をした形跡もないことから、LD社が計上した売上は、まさに根拠となる取引実態のない架空売上である。よって、本件有価証券報告書に掲載された連結損益計算書は、実際は平成16年9月期に経常損失が3億1,278万4,000円（1,000円未満切捨て）発生していたにもかかわらず、売上に計上することが認められないLD社株式売却益37億6,699万6,545円並びにA社及びB社に対する架空売上15億8,000万円を連結売上高に含め、連結経常利益50億3,421万1,000円（1,000円未満切捨て）が過大計上されていることから、本件有価証券報

告書には、「重要な事項」（旧証取法21条の2第1項、24条の4）につき虚偽の記載がある、とする本判決は妥当である。

（b） 有価証券報告書提出についての監査人らの責任

① Y13の責任について

Y13は、Y14監査法人の創設メンバーの一員であり、平成15年12月19日まで同監査法人の代表社員として、旧証券取引法193条の2に基づく連結財務諸表等の監査について、平成12年9月期から平成15年9月期まで、関与社員としてLD社の監査報告書の作成を行っていたが、本件で問題となった平成16年9月期の監査当時、Y14監査法人の社員ではなかった。

しかしながら、本判決によれば、Y13には、①LD社が上場した後の平成12年9月期から平成15年9月期までの間、その会計監査に関与し、同年12月にY14監査法人を退社後も、自らが代表を務める会社がLDF社から一連の経理業務を受注するなど、LD社のグループとは深い関係にあったこと、②Y14監査法人を退社する際の社員会で、それまでの関与先会社の監査について発言力を維持すること（実質的に監査に関与すること）や自らが誘ったY25の入社が承認され、自らの関与先の企業を引き継いだY15からその報酬を受けるなど、Y15やY14監査法人に対して影響力を持ち、頻繁に監査等についての相談を受けていたこと、③平成16年2月4日ころには、LD社が、同社株式売却益を、連結損益計算書において売上に計上する不正な会計処理を行っていることを認識したものの、Y15らLD社の監査担当者にはこれを容認する態度を示し、Dに対しては、上記会計処理が判明しないようにファンドを追加して介在させるように依頼して、その旨をY15に伝えたこと、④A社等に対する架空売上げの疑いが発覚した後の同年11月には、Y15に対し、「金額に見合う状態を作ってもらえないでしょう。」と、メールを送信して売上の計上を容認する考え方を示す一方で、LD社に対しても成果物の用意を促していたこと、⑤同月10日のY14監査法人の社員会の後、Y15から、社員会において無限定適正意見を出すことになった旨の報告を受けたこと、等の事実が認められる。

Y13は、LD社の平成16年9月期の会計監査担当をしたわけではないから、LD社株式売却益を連結売上に計上することが許されると考えたことに過失はない、と主張している。それは、一見、正鵠を射たものとも思われるが、Y13は、LD社の連結損益計算書における不正な会計処理を隠蔽するために、ファンドを追加して介在させるように依頼したり、架空売上の計上を容認したりするなど、十分な監査対策を講じるように、Y15やY4に働きかけており、本件に積極的かつ重要な役割を演じているといえる。

本件に関して、Y13は、Y14監査法人に対する強い影響力を有し、さらに、LD社の不正な会計処理の存在を認識しつつ、虚偽記載の作出に積極的かつ重要な役割を演じていることから、少なくとも本件の直前までLD社の監査担当者であったY13は、「関与社員（監査人）に準ずる者」として責任を負うべきである。Y13のY14監査法人に対する強い影響力を鑑みれば、仮にY13が本件に関与していなければY14監査法人として「意見差し控え」を出した可能性が少なからずあり、本件当時、Y13がY14監査法人の社員でなかったことを考慮しても、「監査報告書に署名押印したY15と同程度にY14監査法人の無限定適正意見の形成に関与したと評価できるというべき」であり、「本件有価証券報告書の虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対し、虚偽記載によって生じた損害を賠償すべき不法行為責任を負う。」と判示する本判決は、妥当である。

② Y15の責任について

Y15は、平成14年7月29日から平成18年3月31日までの間、平成12年11月13日から平成18年5月10日までの間、いずれもY14監査法人の代表社員であった公認会計士であり、Y14監査法人が受嘱したLD社の旧証取法193条の2に基づく連結財務諸表等の監査について、平成16年9月期の関与社員として監査報告書の作成を行った。

本判決によれば、Y15は、平成16年2月4日ころまでには、Y25から事情の説明を受けて、LD社が、同社株式の売却益を、連結損益計算書上、売上に計上するという不正な経理を行っていることを認識していたが、Y14監査

法人では把握できなかったことにして、会計監査ではそのまま容認することにした。また、A社及びB社に対する架空売上げの計上に関して、Y15は、売上の実在性に極めて強い疑念を抱いていて、その取引の実在性についての心証を得ていたわけではなかった。確かに、Y15が主張するように、架空取引であるとの確かな証拠がない状態で無限定適正意見を回避すれば、LD社が上場廃止となり、Y14監査法人が訴訟を提起されるリスクがあった。しかし、かかる事情を考慮したとしても、会計及び監査の職業専門家たるY15が、不正な会計処理を認識しつつそれを放置したうえ、無限定適正意見を表明し、記名押印することは許されない。

このように、Y15は、LD社が同社株式売却益を、連結損益計算書上、売上に計上する不正な経理を認識していながら、監査報告書において無限定適正意見を表明し、記名押印した以上、職業的監査人としての注意義務を尽くしたとは言えず、本件有価証券報告書の虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対して、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき不法行為責任を負うとする本判決は正鵠を射たものといえよう。

③ Y16の責任について

Y16は、Y15と同様に、平成14年7月29日から平成18年3月31日までの間、平成12年11月13日から平成18年5月10日までの間、いずれもY14監査法人の代表社員であった公認会計士であり、Y14監査法人が受嘱したLD社の旧証取法193条の2に基づく連結財務諸表等の監査について、平成16年9月期の関与社員として監査報告書の作成を行った。

Y16は、事件当時LD社の監査に関与していなかったものの、関与していたY20が監査報告書への署名押印を拒否したために、Y15の依頼で署名押印している。それにもかかわらず、本判決は、「監査に当たる監査法人の公認会計士としての注意義務を尽くさぬまま、監査報告書に署名押印したのといえることができる(傍点筆者)…(中略)…本件有価証券報告書の虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき不法行為責任を負うというべきである。」と判示し、

Y16の職業的監査人としての注意義務違反を認め、不法行為責任を負うとしている。

Y16は、LD社の監査業務に携わっていなかったにもかかわらず、監査報告書に署名押印したことということのみで、不法行為責任が認められている。同社の監査業務に直接携わっていたY15が、不正な経理を認識していながら、重要な虚偽記載のある有価証券報告書に対して無限定適正意見を表明し、記名押印したことから不法行為責任を負うとするのは論を俟たないが、本来、LD社の監査業務に携わっていなかったY16が不法行為責任を負うとするのは、不合理であるかもしれない。

しかしながら、監査報告書に署名押印することの意義は、当該監査報告書にかかる対外的な法律関係を明確にすることにある。すなわち、監査報告書への署名押印は、当該監査報告書の利用者に対して、監査証明業務に係る責任を負担する者を明らかにすることにあるのである。無論、この監査報告書における監査意見は、作成者たる監査法人の意見であることはもとより、署名押印した監査人個人の意見でもある。仮に、被監査会社の監査業務に直接携わっていなかったとしても、また、虚偽記載のある有価証券報告書であることを知らなかったとしても、少なくとも、監査報告書において、「すべての重要な点において適正であると認める」という意見を表明し、それに対して署名押印した以上は、監査報告書に署名押印した者を「監査業務の行為者」とみなし、責任を負担させるべきではなからうか。

また、Y14監査法人は、平成16年11月10日、所属する社員による社員会を開催し、この社員会において、Y16は、意見差控えを出してLD社に訴えられる可能性があるために、監査意見として無限定適正意見を表明することを提案したところ、これに反対する社員はおらず、社員会では無限定適正意見を表明することで決着したという。

Y16は、LD社の監査業務に携わっていなかったようであるが、本件監査報告書に署名押印したうえ、さらに上述のように社員会における最終的な本件監査報告書の意見表明に関与していることから、不法行為責任を負うとす

る本判決は妥当である。

このことから、今後は、監査報告書への署名押印が、監査業務に関しての善管注意義務を尽くしたか否かの判断基準となり得ると考えるべきであろう⁽¹¹⁾。

④ Y17から Y26 (Y14監査法人の社員 (Y20及び Y25を除く)) の責任について

本判決は、Y17から Y26 (Y20及び Y25を除く) らは、Y14監査法人がその財産をもって上記の賠償責任に係る債務を完済することができない場合には、Y14監査法人と連帯してその弁済の責任を負う、と判示している。この点については、本件監査証明業務に関与しなかった社員には、かなり厳しいようにも思えなくもない⁽¹²⁾。監査法人がその財産をもって債務を完済することができない場合には、その社員は、個人としても弁済責任を負う、ということが現実に起こりうるかが明らかになり、その影響は大きいと思われる。

⑤ Y25及び Y20の責任について

Xらは、Y25及び Y20は本件監査報告書の作成提出を漫然と放置したとして、Y25及び Y20の不法行為を主張する。

本判決によれば、Y15の補佐をしていた Y25は、LDF 社が投資事業組合等収入として C1号からの約 8 億5,000万円の売上を計上していることを確認し、ファンド (投資事業組合) が LD 社の意思で動いていると考え、同社株式の売却益を同社の連結売上に計上することは許されないのではないかという心証を持った。そこで、Y25は、自己株式の売却ということになれば、資本取引になって売上には計上できないのではないかという旨を Y4らに指摘したが、Y4らは、ファンドが 2つ入っているからばれないとか、H が業務執行組合員だから大丈夫だ、などの釈明をした。また、Y25は、Y4から C1号及び V1号の損益計算書も受領して、同年 2月4日、Y15及び Y13に対して、「ファンドを通した自己株式売上の件」として、C1号の決算書に LD 社株式売却を窺わせる表現があることを懸念する内容のメールを送信している。

(11) 町田・前掲 (注 1) 29 ページ。

(12) 黒沼・前掲 (注 1) 19 ページ。

さらに、Y25は、平成16年8月上旬頃、LD社の第3四半期の監査に關与していた公認会計士からのメールで、第3四半期通期の連結経常利益34億円のうち、29億円がLDF社が売上として計上したLD社株式売却益であることを認識したものの、これを放置している。

このように、Y25は、本件監査業務に關与し、ファンドを用いたLD社株式売却益の連結売上上の不当な計上を十分に認識していたにもかかわらず、本判決は、Y14監査法人の代表社員でもなかったことから、「監査報告書に署名押印したY15やY16と同程度に無限定適正意見の形成に關与したと評価できる事情は、本件全証拠によっても認めるに足りないというべきである。」と判示して、不法行為責任を否定している。

結局、Y25は、LD社の不正な会計処理を認識していたものの、Y14監査法人の代表社員でなかったことから、その責任を否定されている。確かに、本件監査報告書に署名押印したY15やY16と同程度に無限定適正意見の形成に關与したと評価できる事情は認められないことから不法行為責任を負わないかもしれないが、会計及び監査の専門家たるY25は、LD社株式の売却益を同社の連結売上に計上することは許されないという心証を持ったにもかかわらず、これを放置している。

Y25は、ファンドを用いたLD社株式売却益の連結売上上の不当な計上であるとの心証を得たにもかかわらず、Y14監査法人の代表社員でなかったことだけで、その責任を免れるという結果になっているが、本件は、投資事業組合を通して取得したLD社株式を売却したことによる売却益37億6,699万6,545円の分配金を売上として計上するとともに、LDM社のA社及びB社に対する架空売上15億8,000万円を、連結損益計算書の売上高に含め、実際は平成16年9月期に経常損失が3億1,278万4,000円(1,000円未満切捨て)発生していたにもかかわらず、経常利益を50億3,421万1,000円と記載した連結損益計算書を有価証券報告書に掲載しているが、その額は莫大で、利害関係者に与える影響はあまりにも大きい。

Y25は代表社員でなかったにせよ、少なくともLD社の不正な会計処理を

認識した監査人に何らかの義務、たとえば、他の監査人を説得し、監査報告書において意見差し控えを表明させる義務はないのだろうか⁽¹³⁾。

次に、Y20の責任について考察する。本判決によれば、平成16年11月8日、Y13、Y15、Y16及びY20らは、監査法人としての意見表明について協議した。その際、Y20は、A社及びB社に対する売上が、架空売上である可能性が極めて高く、LD社に対して、売上計上に関する証憑類の提出を求めたものの、取引の実在性を証明する証憑類の提出はなく、Y4に売上の消去を求めたが拒否されたことを説明するとともに、今後も資料が提出されないようであれば、「意見差控え」を視野に入れないといけない旨の発言をしている。

本件で問題となった平成16年9月期の監査報告書には、当初、Y15とY20が署名押印する予定であったが、Y20は、上記社員会の後、A社及びB社に対する売上が、架空売上である可能性が高いことから、監査報告書への署名押印を拒否したため、Y15が依頼して、LD社の監査に関与していなかったY16が署名押印した。

本判決は、「会計監査を実施した職業的監査人の意見は監査報告書を通じて表明されるのであるから、監査報告書の記載についての市場の投資家に対する直接の責任は、一義的には監査報告書の作成者にあるというべきである。そして、監査報告書の作成者が監査法人である場合には、当該監査法人及び監査報告書に署名押印した社員が上記の責任を負うべきものと解するのが相当である。そうだとすると、監査報告書に署名押印しなかった社員がその記載について株式市場の投資家に直接の不法行為責任を負うのは、当該社員が署名押印はしなくてもそれと同視できる程度に当該監査報告書に示された監査意見の形成に関与したと認められる場合に限られるというべきであり（傍点筆者）、これに該当しない社員は監査法人の債務についての無限責任を負担するにとどまるというべきである。」「Y20は、LD社の監査業務に直接携わったものの、監査報告書の署名押印を拒否したことから、監査報告書に署

(13) 黒沼・前掲（注1）27ページ。

名押印した Y15や Y16と同程度に無限低適正意見の形成に関与したと評価できる事情はない」と判示して、Y20の責任を否定しているが、この点については疑問が残る。

Y20は、A社及びB社に対する売上が、架空売上である可能性が高く、LD社に対して、売上計上に関する証憑類の提出を求めたものの、証憑類の提出はなく、Y4に売上の消去を求めたが拒否され、資料が提出されないならば、「意見差控え」を視野に入れないと発言するなど、Y14監査法人としての無限定適正意見の表明に否定的な態度を示し、最終的には、監査報告書の署名押印を拒否するなど、Y20のために酌むべき事情がないわけではない。

しかしながら、LD社の不正な会計処理を認識した会計及び監査の専門家たるY20は、監査報告書の署名押印を拒否したという理由のみで、不法行為責任を負わないのだろうか。職業的監査人が、不正な会計処理を認識した以上は、他の監査人を説得し、監査報告書において意見差控えを表明させる義務を負い、その義務に違反した場合は、職業的監査人としての注意義務を尽くしたとは言えず、不法行為責任を負う、と考えるべきではなからうか⁽¹⁴⁾。

⑥ Y14監査法人の責任について

Y14監査法人は、本件有価証券報告書における重要な事項について虚偽記載のあるLD社の平成16年9月期の連結損益計算書を対象とする監査報告書に虚偽でないとする無限定適正意見を表明したことから、旧証券取引法上の責任が問われたが、本判決は、当該監査証明業務については、過失がなかったと認めるに足りる証拠はないため、本件有価証券報告書の虚偽記載を知らないで有価証券を取得した者に対し、記載が虚偽であることにより生じた損害を賠償すべき責任を負うと判示した。

すでに考察したように、本件有価証券報告書においては、重要な事項につき虚偽記載が認められることから、LD社の平成16年9月期の連結損益計算書を対象とする監査報告書に虚偽でないとする無限定適正意見を表明した

(14) 黒沼・前掲(注1)27ページ。

Y14監査法人の責任を肯定した判旨は妥当である。

Ⅳ. おわりに

本件では、架空取引であるとの確かな証拠がない状態で無限定適正意見を回避すれば、LD社が上場廃止となり、Y14監査法人が訴訟を提起されるリスクがあること危惧し、社員会で検討後、無限定適正意見を表明したとされる。しかし、架空売上であることを認識したために、LD社に対して、売上計上に関する証憑類の提出を求めたものの、取引の実在性を証明する証憑類の提出がなく、売上の消去をも拒否されたのであれば、「意見差し控え」を出せば、職業的監査人の対応としては問題なかろう。問題なのは、むしろ、不正な会計処理を認識しつつ、無限定適正意見を表明したことにより、それは、監査業務に対する信頼性を大きく損なうことになる。「意見差し控え」を出すことにより、LD社に対する信用は著しく低下するであろうし、その結果、資金調達に障害が生じることはもちろんのこと、日常の経済活動においても多大なる制約が生じるであろう。

しかしながら、虚偽記載のある有価証券報告書に対して「意見差し控え」を出すこと通じて、職業的監査人による監査の実効性を高め、結果的にLD社の財務書類の正確性が担保されることにつながるものであり、職業的監査人には、不正な会計処理に対して断固たる姿勢が求められよう。

ところで、本判決において、特に注目すべきは、監査法人の社員が不法行為を負うか否かの判断基準が、「監査報告書に署名押印したか否かにある」とする点である。すなわち、被監査会社の監査業務に直接携わったものの、被監査会社の不正な会計処理を認識し、監査報告書への署名押印を拒否した社員は、不法行為責任を否定され、他方、本件当時被監査会社の監査に関与していなかったものの、関与していた社員が監査報告書への署名押印を拒否したために、代わりに署名押印した社員は、不法行為責任を負うとした。

被監査会社の監査業務に直接携わったものの、不正な会計処理を認識した

ために監査報告書の署名押印を拒否しただけで、職業的監査人は不法行為責任を負わないとするのは、やはり問題ではなかろうか。少なくとも本件の場合は、不正の額があまりにも大きく、不正な会計処理を認識した社員は、他の社員を説得し、監査報告書において意見差し控えを表明させる義務を負い、その義務に違反した場合は、不法行為責任を負う、と考えるべきではなかろうか。

本判決が判示するように、旧証券取引法は、被監査会社の財務書類が投資家の意思決定の際に重要な判断材料であるため、職業的監査人に重い責任を負わせ、適正な情報開示を実現することにあるから、不正な会計処理を認識した社員が監査報告書の署名押印を拒否しただけで、不法行為責任を負わないとするのは、無理があろう。

他方、監査会社の監査に関与していなかった社員が、署名押印した場合は、監査報告書に署名押印することの意義が、当該監査報告書にかかる対外的な法律関係を明確化することにあることから、被監査会社の監査業務に直接携わっていなかったとしても、監査報告書に対して署名押印した以上は、その者を監査業務の行為者とみなし、責任を負担すると考えるべきであろう。

ただ、本件の場合、監査法人がすでに解散していることから、より積極的に関与社員の不法行為責任を認め、仮に監査法人が存続し、当該監査法人の財産から完済可能であれば、異なる判断がなされたかもしれない⁽¹⁵⁾。職業的監査人の責任を厳正に追及することが、必ずしも正確な財務情報の開示につながるわけではなく、巨額の賠償責任リスクを負う職業的監査人が監査を辞退することも考えられ、むしろ弊害が生じる可能性もある。投資家保護を図りつつ、職業的監査人の適切な民事責任のあり方を検討せねばならないであろう。

(15)町田・前掲(注1) 30-31 ページ。